

短期大学における教養教育プログラムの再検討

～保育者養成教育の質の向上を目指した専門基礎教育の視点から～

近藤鉄浩・伊藤一統・弘中陽子・原井輝明・重村美帆・久光明美・甘麻乃
(宇部フロンティア大学短期大学部保育学科)

Re-examining Liberal Arts Education Programs at Junior Colleges
～From the perspective of foundational professional education aimed at improving the
quality of childcare provider training～

Tetsuhiro Kondo*1, Kazunori Itoh*1, Yoko Hironaka*1, Teruaki Harai*1, Miho Shigemura*1,
Akemi Hisamitsu*1, Asano Hatachi*1
(*1 Department of Nursery Education, Ube Frontier College)

1991年の、いわゆる大学設置基準の大綱化より、一般教育と専門教育という区分が廃止されたことで、大学における教養教育科目の削減が進んだ。しかし、その後、教養教育への軽視は懸念をよび、むしろその必要性が唱えられるようになっていく。一方で、短期大学においては、もともとの実学的な教育中心の性格に加え、大学進学動向の変化や少子化による志願者減という社会事情により、経営的困難を抱える状況がすすんだこともあって、教養教育科目の軽視・削減の傾向が強い。宇部フロンティア大学短期大学部（以下、「本学」と称す）も多分に漏れずの状況であるが、大学教育の質保証の観点からも、職業人の養成の観点からも、今の状況下においてこそ教養教育の充実の必要性が感じられる。

本稿では、短期大学における教養教育の意義・重要性について検討し、そのうえで本学の教養教育プログラムの再構築を試みる。本学専門教育の一つである保育者養成の観点において、その動向と実際の教育実態からの課題意識にもとづき、科目の構成を試みたい。

キーワード：教養教育，高等教育，短期大学，保育者養成，カリキュラム，
Keyword: liberal arts, higher education, college, childcare worker training, curriculum

1. はじめに

保育・幼児教育のあり方を論じる際、いまや「質」は欠かせないキーワードである。乳幼児期の保育・教育への公的投資がもたらす社会的・経済的影響が実証的に示され、国際的にみれば、保育に関する議論の中心は量的な問題から質の問題へと移行してきている¹⁾。この点からも、保育者の専門性向上は必然といえる。

しかしながら、保育者の養成に関する教育、中でも高等教育における養成の現状は、志願者数の減少や入学者層の多様化といった状況を背景に、教育上の課題

が顕在化している。志願者数減少に加え、主に経営的な観点から、養成機関は入学者の「選抜」の機能をほぼ失っているといえ、いまや保育者養成校は非常に多様な学生を受け入れつつ、それら学生が卒業時に一定の水準の資質に達することを期さねばならない。他方、保育者に求められる知識・技能の幅と水準はより高度化している。

保育者養成教育の「質」を追求する上で、本研究において教養教育の重要性に注目した。学校教育法において、短期大学の目的は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」

とされる。当然のことながら、保育者養成においては、保育の専門知識・技術を少しでも多く授けることに重きが置かれる。しかしながら、法に明示されたような目的を追求するには、専門性の土台となる部分が必要不可欠である。前述のように入学の前提において、いわゆる多様化が進んでいることをみるに、基礎部分の教育が軽視されるべきではない。これは、保育者養成に限ったものではなく、短期大学全体においても共通する。

こうしたことから、本稿では、短期大学における教養教育の重要性について、特に保育者養成教育における質の向上を図る観点から考察を行う。また、それに基づき、本学の教養教育課程についての再構築を試みる。

2「短期大学」の教育、その意義と課題

短期大学は当初、暫定的な高等教育機関として発足したが、1964年の正式制度化以降、短期高等教育機関としての歴史を重ねている。その教育上の特徴は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」という学校教育法の規定に示されており、大学よりも職業教育の性格を強くしている所にある。短期大学へ進学する者の多くは、将来の就職につながる職業教育、入職に必要な資格取得のための教育を求めて入学してきており、多数の職業人（とりわけ女性）を輩出してきた。その一方で、短期高等教育機関としては、編入学など、大学への接続も意識した学究の性格も有しており、修業年限が大学より短く、相対的に学費が低廉であることから、地域の身近な高等教育機関として果たしてきた役割は大きい。

しかし、今日、「高校生や保護者などから見た場合に、短期大学は大学なのか専門学校なのか、曖昧性は残る」²⁾ことが問題となっている。確かに短期大学は教養教育も職業教育も行っているが、「4年制大学に比べれば、そのミニチュア版であり、専門学校に比べればより高等教育らしい教育をしている」³⁾というその微妙な性格が、短期大学の社会の中での立ち位置や果たすべき役割を曖昧なものにしてしまっている感がある。

2.1. 大学における教育課程をめぐる議論

こうした中、高等教育の有り様をめぐっては、これまでさまざまな検討や提言がなされてきた。戦後、新制大学が誕生して以降、日本の大学は当初から「一般教育」（教養教育）と「専門教育」の2つを柱として教

育を行ってきた。そこには制度創設にあたりアメリカの大学教育を参照したことの影響が見て取れるのであるが、その後一般教育（教養教育）と専門教育との関係や、一般教育（教養教育）において取り扱う内容がしばしば検討の俎上にのぼることになる。

アメリカの大学は最初に幅広く学ぶ中からメジャー（主専攻）とマイナー（副専攻）を選択するしくみになっており、教養教育は「民主的市民」の育成を理念に、大学院で学ぶ本格的な専門教育の前に学士課程において学ぶべきこととして位置づけられているのに対し、日本の大学では、同じ学士課程教育の中で専門教育に先立って履修するのが教養教育という位置づけが一般的で、市民の育成という理念とも明確な関連はない⁴⁾。

そのため、大学で行われている教養教育は高等学校の教育のくり返しにすぎないであるとか、教養教育とは単に専門教育の入門的な授業を行うことなのかといった指摘がなされてきた。各分野の教員が、自身の専門分野の断片を学ばせるような科目が多くを占めるようになれば、教養教育を行う目的の不明確さが問われるのはやむを得ないことであったといえよう。

こうした問題意識を反映して、大学における教養教育のあり方について、さまざまな見解が示されてきた。中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」（2002）では、教養とは、「個人が社会とかかわり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付ける、ものの見方、考え方、価値観の総体」であると定義づけた上で、大学に対しては「専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む」ことを促している。また、中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」

（2005）（以下、「将来像答申」）では、「専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材」を「21世紀型市民」と名付け、こうした市民を養成するために、大学に対し「学生に、国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤」を与えることを要請し、「理系・文系、人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による

知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めること」を新しい時代の教養教育の姿として提起している。つまり、教養教育は今日の時代においてますます重要であるとして、各大学にその充実を促しているのである。

2.2. 養成教育と教養教育

大学教育において、教養教育は、決して専門教育に先立つ準備教育というのではなく、所属する学部学科を越えてすべての学生が学ぶべき独自の目的を持つものとして位置づけられている。先に紹介した将来像答申では、短期大学について「知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされること」を期待するとともに、短期大学における教養教育を「4年制の学士課程における教養教育と同様に、自己の人間としての在り方・生き方にかかわる教育」と位置付けている。

保育者養成校をはじめとする職業教育系の短期大学では、専門教育に重きをおくあまり、ややもすると教養教育を軽視する傾向が見られる。だが、短期大学教育は「教養教育」と「専門教育」を合わせて一つの教育であるということは、再認識されてしかるべきであろう。

保育分野をみると、特に、保育者の専門性とは人としての豊かな教養があつてのものといえる。倉橋惣三(1948)は真の保育者たらしめる本質を「芸術性」という言葉で表している⁶⁾が、これの背景としては教養が必要なのであり、その教育が重要であることは明らかともいえよう。ゆえに、保育者養成においては、「職業教育」も「教養教育」もどちらも重視されなければならず、両者の関係を問うということは、それはすなわち保育者養成においては、その養成の質を問うことそのものとなるのである⁶⁾。

3. 保育者養成における現状と課題

3.1. 保育をめぐる近年の動向

近年、少子化対策としての量的拡充が図られてきた一方で、保育現場の質の保証に関する関心が強くなってきている。国レベルで見ると、文部科学省では「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」(2018～現在)

が、厚生労働省では「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(2018～2020)が実施されるなどしている。

ここには多様な課題が含まれる。在園児の保護者と地域の子育て家庭への支援が責務とされ、障害のある子ども、医療的ケアを必要とする子ども、アレルギー疾患を持つ子ども、虐待が疑われる子ども、外国にルーツを持つ子ども、貧困家庭への子ども等への支援が求められ、安全・事故防止も厳しく問われるようになってきている。法令遵守、個人情報保護や苦情解決、保育士の労働環境も園運営の課題である⁷⁾。加えて、近年マスメディアにも頻繁に取り上げられている「不適切保育」の課題もある。

また、2023年4月より「こども基本法」が施行され、保育現場が同法の趣旨を汲むことは当然であり、すべての子どもの保育を受ける権利を保障する「インクルーシブ」な方向へと向かわねばならない。ふまえた取り組みを行うことが求められている。環境の変化も著しい。

3.2. 学生層の変化

現在では、希望する者が高等教育にアクセスすることは、進学先を選び好みしなければおおむね可能となっている。そうした中、多くの短期大学教員は、学生の姿に明らかに以前とは違うと思われる変化を認めるようになってきている。中でも看過できないのは、高等教育機関での学修に必要な基礎的な学力の不足と学習に臨む姿勢の弱さであろう。とりわけ保育学生にはこうした傾向を持つ者が少なくないものと思われる。語彙力や文章表現力といった基礎的な学力に課題を抱える学生が一定数存在する。

3.3. 保育者養成の動向と課題

こうした諸課題や状況の変化への対応に、保育者の専門性向上は不可欠である。

保育士養成課程、幼稚園教諭養成課程については、保育所保育指針、幼稚園教育要領の改定を受けて、おおむね10年ごとに改定がなされる。先に述べたような多様な課題も反映されるのだが、履修が求められる大枠の単位数は維持されており(保育士68単位、幼稚園教諭二種39単位)、結果として「総花的なパッチワークともいべきカリキュラム⁸⁾となっていることが否めない。

また、保育士資格について学位に対応した階層化や

取得への国家試験の導入について検討する動きはあるものの、具体的な変化には至らず、依然として保育・幼児教育の専門職養成、とりわけ保育士養成では、養成期間の長短に関係なく単一の資格であることも手伝って、いまだに二年制での養成のシェアが大きい。

一方、養成校の団体である全国保育士養成協議会は、養成教育の質向上を図るために、いくつかの取り組みを行っている。主なものは下記3つである。

- ・指定保育士養成施設実態調査（2016年度～）
 - ・・・全国の養成校の基本情報の収集・公開
- ・保育士養成倫理綱領（2020年）
 - ・・・養成教育の共通基盤づくり
- ・実習指導者認定講習（2021年度～）
 - ・・・主たる実習指導者を協議会として認定

認定こども園制度の普及もあって、保育士資格と幼稚園教諭免許の同時取得が一般化した中、短期大学の保育者養成課程は時間割が過密化しており、学外実習の多さもあって、大変ゆとりのない学生生活となっている。そうした、種々の制約を伴いながらも、保育の質の確保において養成校は一定の役割を果たさなければならない。

保育の質の維持向上のためには、養成教育の質向上が必要である。そして、養成教育の質向上のためには、各養成校における教育の質を高める必要がある。

4. 保育者養成の専門領域からの課題認識

保育者養成教育は、教育、福祉、保健、栄養、芸術等、その内容は多岐にわたる。保育者養成における各領域における具体的な現状と課題の認識についてみてみたい。

なお、本章で示した課題は本学における教育実践をもとに整理したものであるが、少子化の進行や志願者層の多様化、養成課程の過密化といった構造的条件は多くの保育者養成校に共通しており、本稿の検討は特定機関に限定されない一定の一般性を有すると考えられる。

4.1. 表現（音楽）の観点から

音楽を通じた表現活動を実習や現場で行っていきけるようになるために、その日、その時の子どもの気持ち、動きに即時反応できる音楽技術が必要となり、そのためには、保育に関わる音楽基礎技能であるピアノ技術、歌唱力、ソルフェージュ能力、音楽理論等の習得は必

要不可欠である。そして、学生自身が修得したそれぞれの音楽基礎技能が、領域「表現」のねらいである「感性」「表現する力」「創造性」を育むことへと深く繋がっていきと考える。

現在の本学での音楽の授業では、ピアノの技術の習得が大きな位置を占めている。ピアノ技術に関しては、初心者から経験者と入学時の個人の差が大きい。ピアノの技術向上には多くの時間が必要となり、日々、忙しい学生たちにとっては大きな壁となっている。また、入学するまでの学校教育での教科「音楽」で習得してきたであろう学びの積み重ねが稀薄で、基礎の音楽理論の理解ができていない。音符が読めない、童謡、唱歌や小中の歌唱共通教材を知らない、といった状況がみられ、教員サイドからは授業運営上の困難さが指摘されている。1年次の必修である「子どもの音楽Ⅰ・Ⅱ」を修得するために、ピアノを通じた弾き歌いの課題曲を毎週クリアしていくことに行き詰まりを感じ、ピアノ、そして、音楽に対する苦手意識のある学生が多いことも事実である。

諸井（2022）は、こどもと関わる保育者が音楽に対して肯定的な心をもっていることが重要、保育者養成校での音楽の学びを通して学生の「音楽を楽しむ心情」を育てる教育が必須であると述べ⁹⁾、専門科目において、ピアノや歌唱の指導方法、音楽の授業内容、教材の見直しなどの検討の必要性を感じるところだが、音楽の専門技術だけではなく、素養や基盤といったレベルでの、中等教育段階までの音楽の学習に通じる内容や、それ以上に身近なところで音楽に親しむ、楽しむという環境や学習の必要性が示唆される現状である。

4.2. 表現（造形）の観点から

2018年の幼稚園教育要領改訂では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、幼稚園教育は、その後の小・中・高等学校教育へと続く、教育の土台を作る役目が示された。また、領域「表現」に関しては、「内容の取り扱い」において新たに「風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること」¹⁰⁾と追記され、豊かな感性を育む上では体験的な活動の必要性を明確に示されたことが確認できる。

学生の学修状況を踏まえると、ただ体験を楽しむだけに留まっているに過ぎず、体験から得られた情報や見つけたもの・触れたものからイメージを拡張、子ども達への促しや声掛けへの展開が十分に形成されてい

ない状況がうかがえる。松下（2016）の「保育者に必要な造形能力」に関する調査では、「絵を描くこと」「工作をする」「活動を支える」の3点に順位を付ける質問を、短大1年生、大学4年生、現役保育者それぞれに調査した結果、どの層においても「活動を支える」が80～90%で1位との回答であり、学生自身も促しや声掛けの重要性をはっきり認識していることがわかる¹¹⁾。

造形活動における知識と技術においては、絵を描くことに対して苦手意識を感じている学生はいるものの、子どもでも楽しめる絵画技法などテクニックや造形に関する知識は、授業で学べば抵抗なく身に付ける。しかしながら、それは、文化や教養との結び付きで捉えられているものではなく、浅く表面的である。例えば、保育現場において虹を描く場面を度々見かけるが、カラフルに円弧を重ねただけで虹を表現し、色の順序まで配慮していない学生が多い。虹の色の並び順は自然の法則により決まっており、波長の長短によって色の違いを見ることができる。光学を研究していたニュートンが、音階の数と結びつけるために虹の色を7色に決めたため、日本では虹は7色となったなど、様々な事柄に結びつき拡がりのあることにも思いをめぐらせると、虹の色の並びは無視できない（保育者が「知っておく」べきことであり、幼児の製作に対して指摘する必要のないことは言うまでもない）。

保育の活動の中においては、季節や行事の飾りや製作を頻繁に行うこととなる。そして、これらには、由縁や意味の理解が求められる。体験的で、豊かな感性をもった表現の育まれる活動が保育に求められている今日、保育者が、自信を持って子どもに関わることができるためにも、幅広い知識・教養を身に付けておくことが求められよう。

4.3. 健康・安全（体育）の観点から

幼児期の心身の健康に関する領域「健康」において、「いろいろな遊びの中で十分に体を動かすこと」「多様な動きを経験すること」が掲げられている¹²⁾。中村（2021）は、幼児期の子どもに求められる「十分に体を動かし、その中で多様な動きを経験すること」を支える保育者に求められる資質・能力として、「保育者自身の体力・運動能力の向上」は重要な要素の一つであると述べている¹³⁾。また、子どもたちと一緒に身体を動かすための基礎的な体力・運動能力を持ち得たからだづくりは、保育者を目指す学生においても、必須になってくる。よって、本学にある運動・スポー

ツ関連科目の授業において、学生自身の体力・運動能力の向上を目指す意義と果たす役割は大変大きいと考える。

しかし、体育の授業では、幼児向けの体操の動きを習得する際であっても、「座ったまま、手の動きだけで覚える」「手先だけの動きで全身を使った大きな動きができない」等といった姿が散見される。また、ビニール袋を使った運動遊びの場面においても、「何度かやると終わり。全体の合図があるまで、立ち尽くしたまま。もしくは、座り込む。」「指示のあった動きを行うのみ。」など、夢中になって動き続けるような姿をみることは少ない。

保育学生に向けた身体を動かす授業の課題として、川上ら（2017）は、「体験を重視すること」の示唆に加え、強制されるのではなく、運動への自発的な体験となることが重要であると述べる¹⁴⁾。

そうした点からは、まず、多様な運動・スポーツ活動に触れ、身体を動かす体験をし、身体を動かす楽しさ、面白さ、達成感を感じる体験を積み重ねることができる機会の必要性を思う。

4.4. 実習の観点から

保育者養成課程における各実習の学習内容について小林（2020）は、まず「社会人、職業人としての体験学習」を挙げ、「自立した社会人として行動する責任」や「細やかな配慮」の必要性と、さらに「これまでに学習した理論や技術の検証と習熟」を挙げ、子どもの発達や保育実技を実感し、実践できる貴重な体得機会であるとし、この2つに大別できると述べている¹⁵⁾。

また、全国保育士養成協議会のまとめた「保育実習指導のミニマムスタンダード」においては専門的業務を養成する課程として座学と実学の「往還性の原則」を挙げ、「座学を通して習得される知識や技術、技能に関する理論を、実学を通して実践的に総合し、応用し、適用し、検証し、理論を確認・補強・補正し、ときには修正する学びの課程」と位置付けている¹⁶⁾。

このように実習は、「保育現場の職務内容を学生自身が体験学習する」¹⁷⁾科目であり、学生自身がこれまでに身に付けてきた学びを「観る、聴く、話す、かかわる、応用・適用する、予測する、計画する、省察する、評価する」等の体験を通して「個別的、総合的な予測、判断、決断と実行、責任の自覚、自己評価の意義を把握し」保育者としての「成長の実感を伴う経験」¹⁸⁾にさせていくものと言える。

しかしながら、実際には、実習先から、学修成果が十分に実践へと結びついていないとの指摘がなされることもある。

こうした学生の抱える課題を、座学と実学の往還を通した専門性の習得、習熟を実習として到達させていくためには、学生が自身を取り巻く社会の出来事について、「自分事」として理解すること、また、その社会の中で生きる専門職としての「覚悟」を育む学びが必要であるし、加えて、そうした生活環境や社会環境に関しての知とスキルとを豊かにすることの必要性を思う。

4.5. 子育て支援の観点から

2019年度より適用された保育士養成のカリキュラムにあっては、子育て支援に関する科目の充実が図られている。しかしながら、幼稚園や保育所での実習では、ほとんど保護者と関わる機会はなく、子育て支援に係る実習は必修とされていない。そこで、各養成校が独自科目として、または、学生が自主的な課外活動として実施している現状がある。

橘・小原(2014)は、幼稚園や保育所に勤務している保育者への調査によって、保育者養成の段階で「保護者と関係をつくる」「保護者の抱えている課題を知る」経験をしたことが、職場での子育て支援に役立っている、という回答を得ている。その一方、経験した「回数が少ない」ことや「保護者と関わる不安や困難さ」から保育者養成の段階での経験は、現場で役に立っていないという回答もみられた¹⁹⁾。養成段階の学びの質と量が、保育者になってからの子育て支援につながっていくことが考えられる。実際に、地域の子育て支援施設での実習を行う際には、学生から「保護者と子どもの関係の中にもどのように関わればよいのかわからない」といったような不安はよく聞かれる。

實川・砂上(2017)は、学生の子育て支援実習における困難感として「実際の子育てへの戸惑いや難しさ」「子育てにかかわる経験の少なさ」「具体的な手立ての不足」があると述べている²⁰⁾。多様な人と関わる経験や生活体験の乏しさによって、新規場面へ適応や対応ができないことが課題となっているのではないかと、不安や困難感を乗り越えて保護者層と関わる力が必要であるといえる。

こうした観点からは、これら保護者層との関係を構築するためのバックグラウンドとしての知と経験、そして予期的社会化の必要性を認めることができる。そ

れには、社会における幅の広い知識の習得と、多様な交流・経験が重要となるだろう。

5. 共通基礎としての教養教育の重要性

これまで本稿では、保育者養成の観点から教養教育につながる諸課題について、専門領域ごとの具体的状況をもとに検討してきた。これらの課題は、本学における教育実践に即して論じたものであるが、近年の保育者養成校に共通して指摘されている学生層の変化や養成教育の制約状況を踏まえれば、保育者養成全体に一定の示唆をもつものと考えられる。

本稿において教養教育は、専門教育に先立つ準備段階としてではなく、保育者が保育実践を省察的かつ文脈的に判断するための基盤形成として位置づけられる。保育の質は、施設環境や制度といった構造的要因のみならず、保育者が子ども一人ひとりの状況や背景をどのように理解し、関係性の中で判断・行動するかという過程の質によって大きく左右される。そうした専門的判断力や省察力は、個別の専門知識のみから直接的に導かれるものではなく、社会や文化、人間理解に関する幅広い知と多角的な視点によって支えられるものである。

したがって、短期大学における教養教育は、保育者養成において専門性を外側から補完するものではなく、その内実を支える共通基礎として再評価される必要がある。

短期大学では、養成系の学科が多くを占める。こうした養成系の大学、中でも資格取得を伴うものについては、それぞれの養成課程に示されるカリキュラム、あるいは科目群が存在し、これの配置が当該学科等の教育課程の大部分をなす。そして、こうした「示されるカリキュラム」においては、教養教育については、単位数のみが示され、具体的な指定がないことが一般的だ。これが、養成系の大学において教養教育を軽んじる一因となっているといえよう。特に、短期大学においては、期間の短さと卒業までに取得する単位の少なさがあり、前述のように、専門科目に重きをおくことイコール教養科目の軽量化、そしてそれがゆえに各専門分化を強くしたカリキュラム構成になっている場合が少なくないと思われる。

各分野での共通ということでは、厚生労働省において、2017年度に医療福祉系の専門資格における共通基礎課程の創設について検討が行われた。この背景には

人材不足ということがあり、潜在人材の掘り起こしということがひとつの目的だったのだが、あわせて各職の多様なキャリアパスを担保することにつながり、また、対人職としての共通の基礎部分の存在を認識し、これを教育プログラムとして整えるという性質を有していた。近年、各分野において散見される職業能力階梯をみても、基礎段階については同じような項目がみられる傾向にある。中央教育審議会の大学教育部会短期大学ワーキンググループにおいても「短期大学が特に競争力を有し・社会に多く輩出する分野（例えば、幼児教育、保育、看護、栄養学等）については、その職務内容や責務は、地域等の職場環境の違いがあっても、専門的職業人として備えるべき要件は共通している」と述べている²⁰。実際、保育者の場合、保育現場からは「保育の知識や技術は入職後に身につければいいので…」という声がよく聞かれる。先に述べた「学生層の変化」という事情がこれに関係をしているともいえようが、こうした件は、他の職業分野についても同じような話が聞かれる。

だが、そうした職業人養成の基盤部分の教育とは別次元で、「高等教育」として教養教育の重要性を再認識する必要がある。これを少し、短期大学としての特性にある「職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ということに寄せて考えるのであれば、経済産業省の示す「社会人基礎力」²¹のようなイメージとしてとらえることもできよう。ただ、それ以上に、高等教育として、「実利性や専門性を直接目指すものではないものの、長期的、間接的には思考力を鍛錬し、情操を高め、非定型的、非日常的な事態に対する対応能力を身につける」²²ものとして教養教育をとらえ、位置づける必要があることの認識を損なうべきではない。

6. 教養教育カリキュラムの改正試案

本学は、保育者養成と栄養士養成の2学科からなる。これまでの知見と、本学におけるこれまでの教養教育カリキュラムに係る経緯、また、現状の実行可能性等を勘案して、試案を示してみたい。

6.1. 教養教育カリキュラムの変遷と改正の構想

本学では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を掲げた下で、教養教育科目として「教養総合」、「人間と文化」、「社会と人間」、「自然と人間」、「コミュニケーション」、「スポーツ」、「外国語」、「国際交流」

という8つの科目群からなるカリキュラムが置かれてきた。しかし、2000年代に入り、四年制大学の開設・改組やそれに代わるかのように学科の廃止等が行われたことによる専任教員の異動によって科目の担当教員の確保が難しくなったこと、並列開講が多いことからくる時間割調整の難しさ、なにより経営的な観点からの非常勤講師の削減といった要因により、大幅な見直しを余儀なくされた。教養不要の主張もあって、教養としての履修単位数が削減された上に、2015年度からは開講する科目を69単位（43科目）分から34単位（21科目）分に削減、科目群は8から7とし、一部には新規科目も導入したものの全体としては縮小したカリキュラムとなった。さらに2018年度からは科目群そのものを撤廃、科目数は20科目となり現在に至っている。

こうした一連の改編によって、本学の教養科目はその存在感を著しく失うこととなってきた。2学科構成の縦割り運営や併設する四年制大学との組織上の未整理も手伝って、教養科目について継続的に検討する場もみあたらない状況にあって、以下のような問題点を指摘することができる。

①ディプロマポリシーとの関連が不明確

「どのような資質や力量を身につけさせるか」「現状としてどのような層の学生が入学しているか」ということへの対応よりも、専任教員が担当できることを優先した科目構成になっている。

②科目の構成全体の不適

上記①との関連で、人文・社会・自然のバランスが失われている。カリキュラム構成としてのポリシーが不在で、科目単体レベルの羅列と化しており、非常勤講師削減の方向性もあって、科目構成のアンバランスさに拍車がかかる結果となっている。

③卒業必修科目の不適

現行開講科目のうち必修とされている「大学入門」（1年次前期）は、本来、学習主体としての「生徒」から「学生」への移行をねらいとして設置した科目であったが、形骸化し、本来の目的とかけ離れた内容がみられ（例：身近な危険から自分を守る、消費者教育講座、社会人としての心構えとマナー）、高等教育として学修すべき内容として適当とはいえない。

こうした数々の問題点がみられること、また先述のように、短期大学教育における教養教育の重要性の再認、そしてなにより、最終的な目的である人材育成の観点からして、現在の入学者層に十分な教養教育科目が存在することの重要性を認めることから、この再

構築について検討することとした。

6.2. 求められる人材像

教養教育の再構築を検討するにあたり、保育者養成の観点から、「これからの時代に求められる人材像」を以下のように提案したい。

- | |
|--|
| 1) 確かな子ども観・保育観を持ち、「子どもの最善の利益」を尊重することのできる保育者 |
| 2) 子どもや環境に合わせて保育実践技術を展開できる保育者 |
| 3) 主体的、協同的に保育活動に取り組む、自己省察力を持つ保育者 |
| 4) 多様な子どもがいることを前提とした、インクルーシブな子ども・子育て環境づくりに貢献できる保育者 |

「(1) 確かな子ども観・保育観を持ち、『子どもの最善の利益』を尊重することのできる保育者」とは、子どもの人権尊重、子ども主体の理念にもとづき、保育の本質を理解している保育者である。

そもそも日本国内では、子どもの人権、権利の尊重ということについて、否定的に捉える向きが少なくない。その背景には、「権利の主張＝わがまま」と捉える日本人の人権意識があり、「権利というのは、義務を果たしてからでないと主張できない」「子どもに権利なんて認めれば、わがままのやりたい放題になってしまう」といった誤った認識を持つ者がいまなお多数を占めている。子どもの権利条約を批准した日本は、その趣旨を十分に理解した上で子どもを取り巻く環境をつくらねばならない。とりわけ保育者は、その保育観の根本に「子どもの最善の利益」を据え、子どもの権利を尊重する存在であらねばならないと考える。

「(2) 子どもや環境に合わせて保育実践技術を展開できる保育者」とは、子どもの興味や関心、計画にもとづいて環境を構成することができる保育者、身体、音楽、造形、言語等の表現活動に関する技術を習得している保育者である。従来より保育の世界で重視され、実践、研究がなされてきた事柄である。

「(3) 主体的、協同的に保育活動に取り組む、自己省察力を持つ保育者」とは、職場の同僚や他機関との連携・協同を意識し、子どもに学びつつ自らの資質を高める姿勢を持っている保育者である。

同僚性を大切にすること、学び続けることを自らの信条とし、子どもの主体性を育むために自らの主体性を発揮し、そして省察することのできる保育者を目指すということである。

「(4) 多様な子どもがいることを前提とした、インクルーシブな子ども・子育て環境づくりに貢献できる保育者」とは、病気、障害のある子ども、外国籍の子ども、貧困家庭の子ども等、様々な子どもを支援するために必要な知識や技術を持っている保育者である。

とかく日本では、インクルーシブという障害の有無だけを問う形になりがちだが、本来は、社会は多様な属性の人々により構成されていることが当たり前であるはずなのに、実際はマジョリティ仕様につくられていることがもたらす、マイノリティ属性の人々に対する差別や排除を解消することを目指すプロセスのことである。子ども・子育てを取りまく環境をインクルーシブな方向に向けて形作る保育者が求められている。

こうした人材を養成するにあたって、教養教育において育むべき能力を以下のように考えた。これらは、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養、今の時代に必要とされるスキル等、教養教育に求められているものをカバーすることを意図している。

- ・社会全体をとらえる視野、多元的な視点の涵養
- ・伝統や文化、歴史に対する理解
- ・豊かな感性と美意識
- ・他者と意志の疎通を図るためのコミュニケーション能力（外国語コミュニケーションも含む）
- ・主体的に考え、行動する力
- ・社会規範意識と倫理性
- ・ICTを活用した情報処理能力

6.3. 新しい教養教育科目（試案）

こうした能力を養成する教養教育科目として、以下の試案を構想した（表1）。考慮した点としては①伝統的な人文・社会・自然の3系列にバランスよく科目を配置する。②既存科目は活かしつつ、今日的なテーマ（ジェンダー、地域）や、他者との多様なコミュニケーション（演劇、韓国語）といったこれまで本学において不十分であった内容を新設科目として導入する。③全学必修は最小限とし、免許資格必修科目以外に選択の余地を広げる。④新設科目であっても、専任教員が担当可能な所は極力専任が担う。

学生が所属学科の枠にとらわれたり専門にだけ閉じこもったりするのではなく、幅広い知識や思考、技能を育むこと、6系列から偏りなく単位を履修することにより、学科の枠を超えて関心と意欲の幅を広げること、資格免許にかかる必修科目と合わせて、幅広い学

習を学生に促すことを意図したカリキュラム構成とした。

7. おわりに

ユニバーサル化した高等教育、また若年層の経験・体験不足などの現状にあって、教養教育の重要性は一層増しているといえよう。だが、高度に専門分化した中にあって、また、それ以上に経営的な文脈の影響が色濃い中で、短期大学での教養教育は、重要視されることなく削減の対象とされ続けている感がある。

保育者ということに限ってみても、倉橋惣三の言葉を引用してふれたように、保育者についての見識を評価される先人たちはみな一様に専門的知識・技術でないものの重要性を主張している²⁴。これは、ほかの職業人養成においても同様であるといえるし、また、先述のように、現在の18歳人口の状況からも、専門教育の前提部分の構築の必要性が否めない。加えて、「教養」は、専門を發揮する源泉となりうるのであり、また、知の探究としても学際的な志向をする架け橋ともなる。

本稿は、保育者養成教育の質向上の観点から、ひとつの短期大学の試案作成を目指して、教養教育に関する論考を行ったに過ぎないが、短期高等教育セクターがその存在意義を發揮するための重要な点を考察したものともいえる。すなわち、まずは、人材養成というミッションに向かう教育の論理でもって考え、整備を図ることが必要であるし、それを現実社会に対応して構築し続けることの必要性である。

冒頭にも述べたように、短期大学は女子の高等教育機関という性格でもった役目を終えつつある。だが一方で、地域に密着した高等教育機関として、多様な社会的ニーズへの対応が求められる。社会教育の一翼を担うことにもなる。本来的な目的に対峙しつつ、こうしたニーズにも応えていくために、知の拠点として豊かな学びの充実とそのたゆまないアップデートとが求められる。ゆえに、短期高等教育機関での教養教育の重要性の再認ということをあげて、結語に代えたい。

引用・参考文献

- 1) 秋田喜代美・箕輪潤子・高櫻綾子 (2008) 「保育の質研究の展望と課題」, 『東京大学大学院教育学研究科紀要』47, 289-305.
- 2) 小林雅之 (2014) 「短期高等教育機関としての短期大

学の役割の再考」『リクルート カレッジマネジメント』186, 6-13.

- 3) 秋山元秀 (2023) 「18歳の原点から考える短大教育」『短期大学教育』78, 4-5.
- 4) 日本学術会議 日本の展望委員会 知の創造分科会 (2010) 「提言 21世紀の教養と教養教育」.
- 5) 倉橋惣三 「幼児教育の芸術性」『幼児の教育』第47巻第6号, 276-282.
- 6) 畠山大 (2015) 「保育者養成カリキュラムと「教養教育」(1)「初年次教育」の取り組みに焦点をあてて」『作大論集』5, 127-150.
- 7) 矢藤誠慈郎 (2022) 「保育士養成の現状と課題」『日本家政学会誌』Vol. 73, No. 5, 279-284.
- 8) 矢藤 (2022) 前掲.
- 9) 諸井サチヨ (2022) 「保育者養成における音楽科目の役割とは」『淑徳大学短期大学部研究紀要』第64号, 109-117, 109.
- 10) 文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, 244.
- 11) 松下明生 (2016) 「保育者に必要な造形能力についての研究—アンケートから見る保育者が必要と考える造形能力についての検証—」『名古屋柳城短期大学研究紀要』第38号, 93-102.
- 12) 文部科学省 (2018) 前掲書.
- 13) 中村真由美 (2021) 「保育者養成校学生の体力に関する調査—領域「健康」の視点から—」『清泉女学院短期大学研究紀要』第39号, 55-62.
- 14) 川上暁子, 増田未来, 竹内秀一 (2017) 「保育者養成のための身体を動かす授業を考える 1-保育学生の体力・運動能力調査に関する先行研究の把握—」『武蔵野教育学論集』1号, 21-31.
- 15) 小林育子 (2020), 小林育子, 長島和代, 権藤眞織, 小櫃智子 『幼稚園・保育所・施設 実習ワーク 認定こども園対応改訂版』, 萌文書林, 13.
- 16) 一般社団法人全国保育士養成協議会編集 (2018) 『保育実習指導のミニマムスタンダード「協働」する保育士養成 Ver. 2』中央法規出版, 2.
- 17) 小林育子 (2020) 前掲, 13.
- 18) 小林育子 (2020) 前掲, 2-3.
- 19) 橘知里・小原 敏郎 (2014) 「保育者の子育て支援力の養成に関する研究—養成段階からの学びの連続性に着目して—」『日本家政学会誌』Vol. 65 No. 8, 415-422.
- 20) 實川慎子・砂上史子 (2017) 「保育者養成課程の地域子育て支援実習における学生の困難感—学生の保護者

〔保育学〕
〔原著論文〕

理解と保護者へのかかわりに注目して—『千葉大学教育学部研究紀要』第65巻, 327-334.

21) 中央教育審議会大学教育部会短期大学ワーキンググループ (2016) 「短期大学における各専門的職業能力育成の共通性について (モデル・コアカリキュラムの可能性について)」 (2月25日開催会議資料).

22) 経済産業省中小企業庁 (2018) 「我が国産業における人材力強化に向けた研究会」報告書.

23) 猪木武徳 (2009) 『大学の反省』NTT出版, 84.

24) たとえばほかにも, 城戸幡太郎も保育者の教養の獲得の重要性を述べている (城戸幡太郎 (1938) 「保姆と教養」『保育問題研究』2(10), 1-3).

表1 新しい教養教育科目 (試案)

| カテゴリー | 科目名 | 科目概要 | 新設科目 | 既存科目 | 免許資格 | 全学必修 | 専任担当 |
|--------|----------|---|------|------|------|------|------|
| 教養総合 | 学びの技法 | 大学での学修に求められるアカデミックな技法について学ぶ。 | | ● | | ● | ● |
| | 短大生とキャリア | 長期的な展望にたった自分自身のキャリアをとらえて、今後の学生生活をどのようにデザインするのかを考え、進路選択をするための基礎知識を身につける。 | | ● | | | ● |
| | 地域学入門 | 宇部市を含む地域の文化や歴史、自然、生業等について、フィールドワークも取り入れつつ理解を深める。 | ● | | | | ● |
| 人文科学系 | 人の心の理解 | 心理学の中でも主に臨床心理学を学習し、臨床心理学を通して、自分を見つめ、自分を知る。 | | ● | | | |
| | 演劇の基礎と実践 | 演劇の基礎を学ぶとともに、演劇の手法を用いて他者とコミュニケーションを行うことで、自分を表現することや他者とふれあい、協力することの楽しさ、奥深さを体験的に学ぶ。 | ● | | | | |
| | 日本語表現法 | 日常生活や就職、レポート作成に際して必要な日本語表現を修得する。 | | ● | | | |
| | 芸術と鑑賞 | 様々な芸術作品に触れ、作品の魅力や価値について多面的な角度から味わうことを通して、鑑賞眼を養う。 | ● | | | | ● |
| 社会科学系 | 日本国憲法 | 近代憲法の歴史と基本原理、および日本国憲法の概要を、総論・人権・統治機構の三領域において理解する。 | | ● | ● | | |
| | 障害と共生社会 | 障害があることを理由に社会から排除されることなく、多様な属性をもつ人が共に生きる社会づくりについて学ぶ。 | | ● | | | ● |
| | ボランティア論 | ボランティアの意義と実情について学び、現代社会におけるボランティア・セクターの重要性について理解する。 | | ● | | | ● |
| | ジェンダーと社会 | ジェンダーについての理解を通して、人間の生き方や既存の社会のあり方について問い直し、社会をより多角的に捉えるための視点を身につける。 | ● | | | | |
| 自然科学系 | 生命の科学 | 「Life」という言葉をキーワードに、不妊治療、臓器移植、少子高齢化問題等の生命科学上の諸課題について理解を深める。 | | ● | | | |
| | 情報処理演習Ⅰ | 情報処理能力を養うため、コンピュータに関する基礎的知識と、基本的なパソコン活用方法の習得を目指す。 | | ● | ● | ● | ● |
| | 情報処理演習Ⅱ | データサイエンスの成り立ちと社会でどのように使われているかを知り、自らデータを集め、データに基づいて判断を行うプロセスの基本的な流れを理解する。 | | ● | ● | ● | ● |
| 健康スポーツ | 体育講義 | 身体活動・運動の視点から、自分自身の健康のあり方を見つめ直し、生涯にわたる健康的なライフスタイルを確立するための実践方法を修得する。 | | ● | ● | | ● |
| | 健康スポーツⅠ | 幼児期からの運動遊びやスポーツを窓口にも、スポーツや運動遊びの効果について学ぶ。 | | ● | ● | | ● |
| | 健康スポーツⅡ | 楽しむことを主としたニュースポーツを仲間と共に楽しみ、健康な心とからだづくりのための生涯スポーツのあり方について考える。 | | ● | ● | | ● |
| 外国語 | スタンダード英語 | 英語のアクティビティを通して、基礎的な文法・会話力を養成する。 | | ● | ● | | |
| | オーラル英語 | 色々な場面、特に旅行に使う英会話力の上達を目指す。 | | ● | ● | | |
| | 韓国語 | 韓国語の基礎を学ぶ。ハングルと基礎的な文法を理解し、身近な話題についての簡単な会話と作文ができるようにする。 | ● | | ● | | |